

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良事業計画書の写の縦覧  
小売販売業者甲の事業区域と最低登録保有  
数の結核・ブルセラ病検査及び并てつ検査  
駆除並びに馬の伝染性貧血の検査  
豚コレラ予防注射  
ふ卵業者の登録  
土地改良事業計画書の写の縦覧  
肥料生産登録有効期間の更新  
政党、協会その他の団体の解散の際にお  
ける收支報告書の公表
- ◇雑報 市町村職員共済組合議員の補欠選挙  
昭和三十四年三月三日付鳥取県公報第三〇  
〇号中公告（准看護婦試験）の一部訂正

## 告示

### 鳥取県告示第百十二号

昭和三十三年十二月三日付で天神野土地改区から申請の  
あつた新たに行おうとするかんがい用排水改良事業につ  
いては、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地  
改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第  
三項において準用する同法第八条の規定により、次のよ  
うに土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十四年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 縦覧期間

昭和三十四年三月十日から同年三月二十九日までの二  
十日間とする。

#### 二 縦覧場所

倉吉市上小鴨 天神野土地改良区事務所

### 鳥取県告示第百十三号

倉糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）  
第二十条第三項及び第二十一条第二項の規定に基き、昭

和三十四年四月一日登録する小売販売業者中の事業区域及び最低登録保有数を次のように定めた。

昭和三十四年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市町村名	事業区域名	事業区域の範囲	最低登録保有数
鳥取市	鳥取市第一	旧鳥取市(但し賀露町を除く)と大代の一部及び国府町奥谷の一部並びに旧千代水村の区域	四〇〇
"	第二	旧面影村の区域(但し大代の一部を除く)と旧米里村を含む区域	三〇〇
"	第三	旧倉田村の区域	三〇〇
"	第四	旧神戸村	二五〇
"	第五	旧大和村	一五〇
"	第六	旧美穂村	三〇〇
"	第七	旧大正村	三〇〇
"	第八	旧東郷村	一五〇
"	第九	旧明治村	二五〇

倉吉市	倉吉市	倉吉市	第十 旧豊実村	一五〇
米子市	米子市第一	旧米子市、諏訪、福市、八幡、彦名町、大崎、葭津、大篠津町、和田、蚊屋、富益町、夜見町、(海川部落を除く)熊党、浦津、吉岡、石井、奥谷、美吉、奈良、日原、橋本、奈喜良、吉谷、古市、新山を含む区域	第十一 旧松保村	一五〇
"	第二	上安曇、下安曇、別所、榎原、青木、兼久、大袋	第十二 旧鳥取市賀露町	四〇〇
"	第三	赤井手、古豊千、高島、水浜、東、八幡	第十三 旧湖山村	四〇〇
倉吉市	倉吉市	倉吉市	第十四 旧吉岡村	四〇〇
倉吉市	倉吉市	倉吉市	第十五 旧大郷村	一五〇
倉吉市	倉吉市	倉吉市	第十六 旧末恒村	四〇〇

境港市	境港市第一	旧境町の区域	三〇〇
"	第二	旧上道村	三〇〇
"	第三	旧余子村	三〇〇
"	第四	旧中浜村	三〇〇
"	第五	旧渡村の	三〇〇
"	第六	旧外江町	三〇〇
津の井村	津の井村	津の井村	二〇〇
国府町	国府町第一	旧宇部野村の区域(但し奥崎の一部を除く)	三〇〇
"	第二	旧大成村の区域	三〇〇
岩美町	岩美町第一	旧大岩村	三〇〇
"	第二	旧本庄村	一五〇
"	第三	旧小田村	一五〇
"	第四	旧網代村	三〇〇
"	第五	旧浦富町	三〇〇
"	第六	旧田後村	三〇〇
"	第七	旧東村	三〇〇
"	第八	旧岩井町	三〇〇

福部村	福部村	福部村	第九 旧蒲生村	一三〇
郡家町	郡家町第一	旧郡家町	第十 旧福部村	三〇〇
"	第二	旧国中村	第十一 旧郡家町	三〇〇
"	第三	旧大御門村	第十二 旧国中村	二五〇
"	第四	旧下私都村	第十三 旧大御門村	一五〇
"	第五	旧中私都村	第十四 旧下私都村	九〇
"	第六	旧上私都村	第十五 旧中私都村	一五〇
船岡町	船岡町第一	旧船岡町	第十六 旧上私都村	九〇
河原町	河原町第一	旧八上村	船岡町第一	三〇〇
"	第二	旧西郷村	河原町第一	二〇〇
"	第三	旧河原町	河原町第一	二〇〇
"	第四	旧散岐村	河原町第一	三〇〇
"	第五	旧国英村	河原町第一	一五〇
用瀬町	用瀬町	用瀬町	河原町第一	二〇〇
佐治村	佐治村	佐治村	河原町第一	二〇〇



溝口町 溝口町第一 旧溝口町 三〇〇  
 " " 第二 旧二部村 一五〇  
 " " 第三 旧日光村の区域(但し 六〇  
 江府町分を除く)

鳥取県告示第百十四号

次のように牛の結核、ブルセラ病検査及び肝てつ等の検査  
 駆除並びに馬の伝染性貧血の検査を実施するから、家畜  
 伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条  
 の規定により、牛及び馬の所有者に対して検査及び駆除  
 をうけることを命ずる。

昭和三十四年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の結核、ブルセラ病及び肝てつ並

びに馬の伝染性貧血予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供す  
 る目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一

施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分  
 前一月及び分娩後十日以内のものを除く。  
 肝てつ検査及び駆除……牛。ただし、生後三日以内分  
 娩前後一月以内のものを除く。

馬の伝染性貧血……馬

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び試験管法松

査

肝てつ検査……皮内注射反応、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

馬の伝染性貧血……チヨツケ試験管法による赤血球数

検査

担鉄細胞検出法

別表

一 結核、ブルセラ病の検査及び肝てつ検査駆除

実施 期日 実施 区域 実施 場所  
 一 次 二 次

三月六日	三月九日	西伯郡会见町	手間検診場
"	"	米子市	青木"
"	九日	西伯郡西伯町	天津"
"	"	"	大田"
"	十日	"	尾高"
"	"	伯仙町	尾高"
"	十一日	"	賀野"
"	"	会见町	賀野"
"	十六日	伯仙町	泉"
"	"	"	豊田"
"	"	米子市	五千石"
"	十七日	"	福生"
"	"	"	福米"
"	二十三日	西伯郡岸本町	真野"
"	"	西伯町	東長田"
"	二十六日	"	日吉津"
"	"	日吉津	日吉津"

米子市 巖"

西伯郡岸本町 大幡家畜市場

" 坂長検診場

" 成美"

" 彦名"

" 崎津"

" 小篠津"

" 富益"

" 上和田"

" 夜見"

" 外江"

" 上道"

二 馬の伝染性貧血の検査

実施期日 実施区域 実施場所

三月六日 西伯郡伯仙町 尾高検診所

" 七日 " 泉"

鳥取県告示第五十五号  
 次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

三 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後四十日及び分娩前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日

実施区域

実施場所

三月十四日 倉吉市北谷地区

各豚舎巡回注射

三月十六日	東郡羽合町浅津
三月十七日	東伯郡浦安地区
三月十七日	大栄町大誠
三月十八日	羽谷町橋津地区
三月十八日	東伯郡浦安
三月十九日	倉吉市高城
三月十九日	上井
三月十九日	西郷
三月二十日	西伯郡中山町上中山
三月二十日	東伯郡羽合町長瀬
三月二十日	三朝町旭
三月二十三日	西伯郡中山町下中山
三月二十三日	東伯郡三朝町三朝
三月二十三日	倉吉市小鴨
三月二十三日	上小鴨
三月二十七日	東伯郡羽合町宇野

三月二十四日	関金町矢送
三月二十四日	南谷
三月二十五日	北条町中北条
三月二十五日	倉吉市上北条
三月二十五日	東伯郡赤碕町安田
三月二十五日	倉吉市社
三月二十五日	三明寺
三月二十五日	田中
三月二十六日	東伯郡赤碕町赤碕
三月二十六日	倉吉市社
三月二十六日	東伯郡東伯町八橋
三月二十七日	赤碕町赤碕
三月二十七日	北条町下北条
三月二十七日	東伯町八橋
三月二十八日	由良町
三月二十八日	北条町下北条
三月二十八日	由良町
三月二十八日	東郷町花見
三月二十八日	倉吉市灘手

三月六日	米子市大篠津
三月七日	
三月九日	
三月十日	
三月十一日	
三月十二日	
三月十三日	
三月十四日	和田
三月十六日	
三月十七日	
三月十八日	
三月十九日	
三月二十日	大崎
三月二十三日	
三月二十四日	
三月二十五日	
三月二十六日	葭津
三月二十七日	

二十八日 " "

三十日 " 和田 "

三十一日 " " "

鳥取県告示第百十六号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号)第八条の規定により、昭和三十四年一月一日次のとおりふ卵業者を登録した。

昭和三十四年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所 氏 名

鳥取市湖山町下浜二一九四 白間種鶏場 白間晃太郎

鳥取県告示第百十七号

昭和三十三年十二月三日付で天神野土地改良区から申請のあつた新たに行おうとするかんがい排水事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項

において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十四年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十四年三月十日から同年三月二十九日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

倉吉市上小鴨 天神野土地改良区事務所

鳥取県告示第百十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は次のとおりである。

昭和三十四年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

肥料の名称

保証成分量 (パーセント)

生産業者の住所氏名

鳥取県第二二九号

中山水稻複合二号

窒素全量 七・五〇  
 アンモニウム性窒素 五・五〇  
 りん酸全量 八・五〇  
 可溶性りん酸 五・五〇  
 加水溶性りん酸 四・五〇  
 加水溶性りん酸 六・九〇

西伯郡中山町字下甲二九〇

下中山農業協同組合

組合長理事 前野 茂 樹

鳥取県第二三二号

泊丸本梨複合

窒素全量 七・三〇  
 アンモニウム性窒素 一・七〇  
 りん酸全量 七・一〇  
 可溶性りん酸 一・一〇  
 加水溶性りん酸 七・七〇  
 加水溶性りん酸 七・七〇

東伯郡泊村字園五九一の一

泊農業協同組合

組合長理事 長久 翁

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十四年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期間 昭和三十四年一月一日から

一月二十八日まで

三 報告書の要旨

